

水防法改正に伴う洪水浸水想定区域の指定拡大について

●背景と主旨

水防法に基づき、「想定し得る最大規模の降雨」に対応した洪水浸水想定区域を指定する河川以外において、河川氾濫による浸水被害が発生しており、**リスク情報空白域における適切な洪水浸水リスクの提供が課題となっている。**このような背景と主旨から**令和3年7月に水防法が改正され、洪水浸水想定区域の指定対象が、住家等の防御対象があり、雨量、水位情報等が入手可能な全ての河川流域に拡大※1となった。**

(防御対象：住宅、要配慮者利用施設、避難者が居住・滞在する建築物、避難施設、避難路等)

●大阪府のこれまでの取組み

平成17年度～ (水防法での取組み)

洪水予報河川・水位周知河川での計画面規模 (1/100) の浸水想定区域の公表・指定 <計39河川>

平成22～24年度 (府管理河川でのリスク削除) …リスク情報空白地帯は解消

全154河川全区間で洪水リスク表示図を公表 (1/10、1/30、1/100、1/200) <154河川>

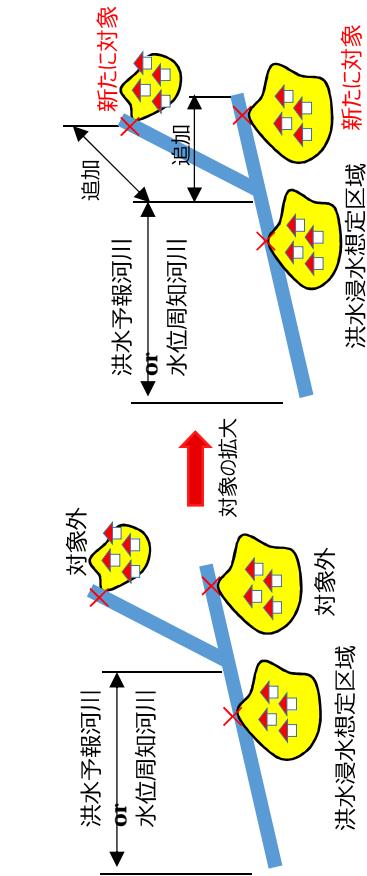
平成27年度～令和3年度 (水防法改正及びリスク周知の更新)

水防法改正に伴い、想定最大規模の洪水浸水想定区域図 (1/100、L2) 及びリスク図の更新 (1/10、1/30、1/100、L2) <154河川>

●洪水浸水想定区域の改正内容（水防法第14条）

(従来の対象河川) (改正後の対象河川) (改正後の記載)

洪水により相当な損害が起こる重要な河川	防衛対象があり、水位情報等が入手可能な全ての河川
・洪水予報河川	・洪水予報河川 水位の通知義務あり
・水位周知河川	・水位周知河川 水位の通知義務あり
・その他河川※1	・その他河川 水位の通知義務なし



●市町村の責務（水防法第15条）

・浸水想定区域ごとに地域防災計画に以下を記載

- ①洪水に関する情報の伝達方法 (一部改正: 洪水等に関する情報※2)
 - ②避難施設、避難路等に関する事項
 - ③市町村が行う避難訓練の実施に関する事項
 - ④地下街、要配慮者利用施設等の名称及び所在地
 - ⑤その他避難確保を図るために必要な事項
- ・浸水想定区域を示した印刷物 (ハザードマップ) の作成・配布

※2 人的災害を生ずるおそれがある洪水等に関する情報

雨量、当該河川の水位、その他の情報
☞ 河川管理者が取得する水位情報のほか、
気象庁が発表する雨量や洪水に関する情報 (キクル)

●大阪府の方針

全ての府管轄河川を対象に、令和6年度早期の洪水浸水想定区域の指定完了を目指す。

水防法改正に伴う洪水浸水想定区域の指定拡大について

●大阪府の方針

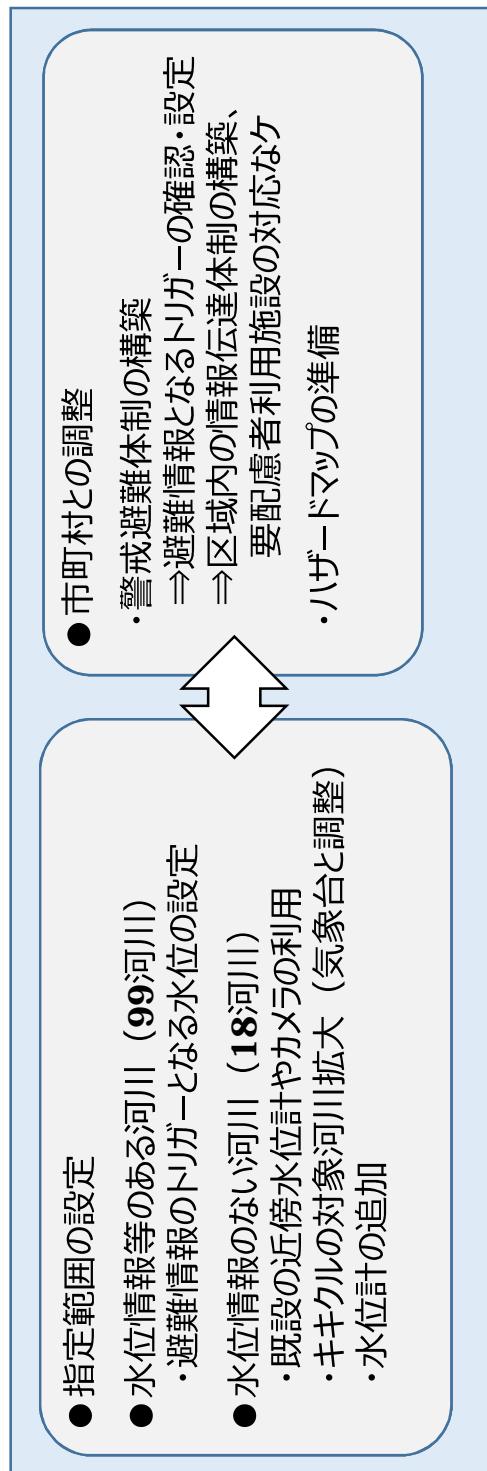
(基本方針)

全ての府管理河川を対象に、令和6年度早期の洪水浸水想定区域の指定完了を目指す。

(指定条件)

- ・想定最大規模降雨（L2）による浸水想定区域図の作成 ⇒ 令和3年度完了
- ・当該河川の水位情報等の提供（水位計等、キックル）

（指定に向けた進め方）



（指定のスケジュール）

<国の方針：令和7年度までに指定完了>



対象河川	条件	浸水想定区域あり	未指定区域あり	水位情報
洪水予報河川（39） 水位周知河川	（39）	26		あり 26※3
その他河川（115）	（115）	91		あり 73※4 なし 18

※3 洪水予報・水位周知対象区間外は別途
※4 水位計設置河川：50 キックルのみ：23

